

第 19 回アジア競技大会（2022/中国 杭州）

障害馬術競技 代表人馬選考基準

大会期日：2023 年 9 月 23 日～10 月 8 日

令和 4 年 8 月 30 日 発表

令和 5 年 3 月 2 日 追記

代表人馬は、選考基準に従い実施する方法で監督が選考しオリンピック対策会議の審議を経て、理事会の承認をもって決定する。

1. 編成方針

2023 年の中国杭州アジア競技大会障害馬術競技の個人・団体金メダルを目指し、実施される競技スケジュールに耐え得るスタミナと屈強な体力・精神力を持ち合わせた人馬をもってチームを編成する。チームは 4 人馬で構成し、その他に補欠 1 人馬を選考する。

2. 選考の対象（全項目該当すること）

- ・ 2022 年 12 月 20 日までに所定の書式により日本馬術連盟（以下「JEF」という）宛に参加意思を表明した選手。
- ・ JEF 会員で日本国籍を有する選手。
- ・ JOC の定める期日までに最新の候補者台帳及び必要書類の提出、派遣手続きが完了している選手（詳細別途通知）。
- ・ 選考競技会エントリー時点において FEI パスポートを有し、JEF および FEI 登録が完了している馬匹。
- ・ 2022 年 1 月以降に開催された CSI あるいは国内競技会において実施された 150 cm以上の競技で減点 8 以内の完走実績のある馬匹。（公式記録の提出を必要とする）
- ・ ロングリストに掲載されている人馬。

3. 選考の方法と基準

条件を満たした人馬が 5 組以上となった場合、2023 年 6 月下旬までに選考競技会を実施する。

2023 年 5 月 10 日時点の活動・実績に基づき、監督およびシニアマネージャーがロングリストを作成し、その人馬が選考競技会に出場できることとする。

- (1) 選考競技会は、ヨーロッパにおいて 150 cmクラスの走行を 2 回行う。（実施要項は別途）
- (2) 完走人馬すべてに順位を付け、代表 4 人馬と補欠 1 人馬を選考する。
- (3) 代表および補欠に選考された選手が複数の馬匹で選考競技会に出場している場合、2 頭目の成績が、代表／補欠に選考された最下位の人馬より上位であれば、その馬匹を当該選手の予備馬として認定することがある。
- (4) JEF が指定する獣医師による馬匹健康検査（ドーピング検査含む）を受け、輸送および競技に対応可能な健康状態であると確認された馬であること。

4. 監督の権限

- ・ 代表 4 人馬および補欠 1 人馬を決定しオリンピック対策会議へ推薦する。
- ・ JOC への提出後に代表選手あるいは馬匹に参加に不適な問題があった場合、大会ルールの範囲（※）において補欠人馬との入れ替えを行う。
- ・ 候補馬匹あるいは代表馬匹の健康確認のため JEF 指定の獣医師を派遣する。

5. 参加意思表明

- (1) 参加意思表明（選手）締切 2022 年 12 月 20 日（火）

- (2) 所定の書式に必要事項を記載し提出すること。なお、書式は当連盟 Web サイトからダウンロードすること。
- (3) 送付先：〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 6F
公益社団法人 日本馬術連盟 障害馬術担当
FAX： 03-3297-5617 E-mail： matsui@equitation-japan.com

6. 馬の輸送および輸出入検疫

- (1) 輸出検疫所に入厩する馬匹は代表 4 頭のみとし、補欠馬は輸出検疫を実施しない。なお、代表選手の予備馬は、監督が認めた場合に限り選手が全ての経費を負担し、選手の責任のもと輸出検疫の実施を認める。
- (2) 連盟が指定する施設で行う代表馬の輸出入検疫の検査経費は連盟が負担する。個人で輸出検疫を実施できる場合もあるが、費用については個人負担とする。いずれの場合も検疫期間中における馬の飼養管理は選手の責任において行うこと。
- (3) 輸出検疫所から杭州間までの馬輸送費用は連盟の負担とする。
- (4) 出発時の各選手の厩舎から検疫所までの馬輸送は、各選手の経費負担および責任において行うものとする。
- (5) 大会終了後の馬匹帰着地は輸出検疫を実施した出発地とする。
- (6) 帰着地から選手の厩舎までの馬輸送は、各選手の経費負担及び責任において行うものとする。
- (7) グループ 1 名の活動拠点国と杭州間の渡航費および杭州における所定の期間の滞在経費は連盟が負担する。
- (8) JEF あるいは JOC が負担すると明記した以外の経費は選手の負担とする。
- (9) 検疫所への入厩前に、獣医師による健康検査等を実施する場合がある。
- (10) 帰着地によっては、一定期間の活動が制限される場合や新たな条件が提示される場合には、その指示に従うこと。

7. その他

- (1) 参加意思表明を提出した選手が、強化活動を中断あるいは停止することとなった場合、すみやかに障害馬術本部に報告すること。
- (2) 「JEF ナショナルチームの行動指針」、「JEF 倫理規程」および JOC の諸規程に反する行為があった場合は、代表選手から外す。また、選考競技会前の場合は選考の対象としない。
- (3) JEF が指定する競技に出場するほか、集合合宿、ミーティング等がある場合に参加すること。
- (4) JEF が獣医師を派遣した場合、馬体検査を拒否できない。またドーピング検査を行うこともある。
- (5) 補欠人馬の有効期限はそれぞれ最終エントリー（※）あるいは輸出入検疫に入るいずれかの早い期日までとする。
- (6) 欠員が発生した場合は、JOC および大会組織委員会が許す範囲で別途協議する。
- (7) 代表人馬選考会参加のための馬の輸送および選手の移動は、各自の経費負担および責任において実施すること。
- (8) パリオリンピックの地域予選の日程によっては、選考基準の追加事項を発表する場合がある。
- (9) パリオリンピックの地域予選の日程確定後に JEF 馬マッチングの希望者募集を予定しており、JEF 馬での選考を希望する選手は、5 項の期限までに参加意思表明を行うこと。
- (10) 新型コロナウイルスなどの感染拡大等、不測の事態が生じた場合は、選考基準あるいは選考競技会の見直しを含めて監督が検討し、必要に応じてオリンピック対策会議の審議を経て、理事会の承認をもって改定を行う。

(※) 大会ルール、実施要領が公開されしだい日程調整する。